

# 東京かまくら会 会則

(名称)

第1条 この会は、東京かまくら会（以下「本会」という。）と称します。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、原則として事務局（幹事長）の住所に置くものとします。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに情報交換の場をつくり、ふるさと横手市の発展に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のために必要な事業を行います。

(組織)

第5条 本会は、首都圏に在住する横手市出身者並びに縁故者をもって組織します。

2 前項のほか、本会の目的に賛同する個人及び団体は、特別会員になることができます。

3 本会に入会しようとする者は、加入申込みをもって会員となります。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置きます。

会長	1名
会長代行	1名
副会長	若干名
幹事長	1名
幹事長代行	1名
副幹事長	若干名
幹事長補佐	若干名
幹事	若干名
監事	2名

(役員の仕事)

第7条 会長は、会議の議長となり、会務を総括します。

2 会長代行は、会長が欠席の場合に会長職を代行します。

3 副会長は、会長を補佐し会長の指示により職務に当たります。

4 幹事長は、事務局として本会の事務全般を担当します。

5 幹事長代行は、幹事長欠席の場合に幹事長職を代行します。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し事務を分担します。

7 幹事長補佐は、事務局を補佐します。

8 幹事は、本会の事業推進を担当します。

9 監事は、本会の会計監査を担当します。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、会員相互の互選とします。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

2 欠員により補充される役員の仕事は、前任者の残任期間とします。

(役員解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決によりこれを解任することができます。

- ①死亡または辞任。
- ②心身の故障により、職務の執行に支障があると認められるとき。
- ③その他、解任に相当する事項が認められるとき。

(名誉会長・相談役・顧問・名誉会員)

第11条 本会に名誉会長、相談役、顧問及び名誉会員を置くことができます。

- ①名誉会長、相談役、顧問及び名誉会員は、役員会の推挙を受けて会長が委嘱します。
- ②名誉会長、相談役、顧問及び名誉会員は、本会の運営、発展のために会長の要請に応じて役員会に出席し、意見を述べることができます。
- ③名誉会長、相談役、顧問及び名誉会員の任期は、委嘱した会長が退任するまでとします。ただし、再任は妨げないものとします。

(会議)

第12条 本会の会議は定時総会と役員会とし、会長が招集します。

2 定時総会は年1回開催し次の各号の事項について審議し、決定します。

- ①会則や事業等の改廃。
- ②事業報告及び計画並びに収支予算及び決算。
- ③役員選任の承認。
- ④その他本会の運営に関し重要な事項。

3 役員会は適宜開催し次の各号の事項について審議し、決定します。

- ①定時総会に関する事項。
- ②事業の推進に関する事項。
- ③その他総会の議決を要しない、業務の執行等に関する事項。

4 会員は定時総会で役員は役員会において、あらかじめ通知のあった事項につき、書面(書面表決書)をもって議決権を行使することができます。

5 定時総会並びに役員会の議案の可決は、出席者及び提出された書面表決書のうち賛成が過半数を超えた場合に可決します。

(会費及び会計)

第13条 本会の会費は、年2,000円とします。ほかに寄付金及びその他の収入をもって資

金とし運営します。

2 資金は、会長により任命された会計担当者が適正に管理を行い、適時その閲覧を受けるとします。また、本会の決算報告は、監事が監査を行うものとします。

3 本会の会計年度は、毎年7月1日から6月30日までとし、これを事業年度とします。

附則

- ① 本会則は、本会の設立総会で決定された平成元年6月3日から施行します。
- ② 平成3年8月24日改正
- ③ 平成4年9月5日改正
- ④ 平成6年9月19日改正
- ⑤ 平成9年9月6日改正

⑥ 平成10年9月5日改正

⑦ 平成12年6月10日改正

⑧ 平成17年9月10日改正

⑨ 令和3年9月11日改正